

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成31年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。	(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 略

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3)～(6) 略

(1) 略

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3)～(6) 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。